

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県星空保全条例制定5周年記念事業	7,095	0	7,095				7,095	
トータルコスト	11,038千円（前年度0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	各種イベント実施関係者との調整、準備及び運営、委託等契約事務							
工程表の政策内容	星空環境を保全・活用する取組の拡大							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県の美しい星空環境を財産として保全し、次世代へ引き継ぐことを目的とした鳥取県星空保全条例制定5周年を迎えるに当たり、更なる星空環境保全に係る普及啓発や地域活性化に向けた取組を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
星空保全条例制定5周年記念イベント	鳥取県星空保全条例制定5周年を記念したトークイベントや展示等を通じて星取県推進に係る取組を広く県民に発信し、星空環境保全及び星空を活用した地域振興を推進する。	6,195
宇宙飛行士によるオンライン授業	県内星空保全地域の小学生（高学年）を対象とした宇宙飛行士によるオンライン授業を実施し(※)、宇宙、地球、星空環境への関心を喚起し、理解を深めてもらい、環境保全への意識を醸成する。	900
合 計		7,095

※宇宙飛行士による事業実施可否は、JAXA 内で所定の審査を経た上で、令和4年5月末までに一次回答が通知される予定。最終回答は、講演実施予定日の2カ月前を目途に通知される。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

条例制定5周年という節目を迎えるに当たり、星取県として星空環境の保全活動や地域活性化に向けた取組を推進・強化する契機とし、星取県が名実ともに定着することを目指す。

【取組状況・改善点】

- ・本県の美しい星空環境を光害から守るために必要な規制を行うとともに、県民等及び事業者の光害への理解を深め、星空環境を県民の財産として保全することを目指して、平成29年12月に都道府県では初となる鳥取県星空保全条例を制定し、平成30年4月1日に施行した。
- ・県内で特に優れた星空環境を有し、その環境を保全する必要がある地域を星空保全地域に指定しており、鳥取市佐治町、倉吉市関金町、日野郡日南町、日野町、八頭郡若桜町の5地域が指定されている。（令和4年2月現在）
- ・条例制定以降、美しい星空をコンテンツとした観光及びイベントメニューの造成や実施が活発となっているほか、星取県関連商品の開発、県内企業の宇宙産業への参入等、各分野で成果が見え始めている。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取スタイル太陽光発電導入推進事業	222,144	0	222,144	203,572			18,572	

トータルコスト 227,664 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.7 人]

主な業務内容 補助金・委託業務等

工程表の政策内容 自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入推進

事業内容の説明 【「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、点検事業者、金融機関と連携して『鳥取スタイル PPA』を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県有施設への太陽光発電導入と鳥取スタイル PPA 実証	県有施設の屋根に太陽光発電設備を導入し、鳥取スタイル PPA の実証を行う。	170,000
県有施設・県有地での太陽光発電設備導入可能性調査	発電量の全量自家消費が可能な県有施設の選定及び収支シミュレーションの調査を委託する。（知事部局主要施設及び県警察施設）	4,000
県有施設の太陽光発電設備点検	県営住宅に設置している太陽光発電設備の点検及び県民への点検の重要性の情報発信を委託する。	1,144
鳥取スタイル PPA・VPP ^{※1} 推進支援	鳥取スタイル PPA の家庭への導入を加速させるため、発電事業者等が行う計量・通信機器などの整備を支援する。	26,000
鳥取スタイル PPA 導入推進（卒 FIT ^{※2} 家庭への導入推進）	住宅の太陽光発電設備の無料診断を支援するとともに、卒 FIT 家庭の PPA 導入に関して、発電事業者等の初期投資費用の低減などの課題解決に向けた検討を委託する。	6,000
鳥取スタイル PPA 理解促進	県民の理解促進を図るため、鳥取スタイル PPA の普及啓発や太陽光発電設備導入に関する番組制作・放映などを地元ケーブルテレビ局へ委託する。	15,000
合 計		222,144

※1 VPP（バーチャルパワープラント・仮想発電所）：工場や家庭などが有する発電設備を、IoT（様々な物をインターネットにつなげる技術）を活用して遠隔・統合制御することで、発電した再エネ電力を有効活用する仕組み。

※2 FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）：再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合 60%を目指し、太陽光発電の固定価格買取制度に代わる導入促進策として PPA の推進に取り組む。

【取組状況・改善点】

- ・家庭と事業所への太陽光導入推進について、県内発電事業者・地域新電力と意見交換を行った。また、県有施設の太陽光発電設備導入可能性調査は令和3年度9月補正予算で対応を始めた。
- ・令和4年度は、PPA を積極的に推進するため、県有施設や戸建住宅への導入、モデルタウンの創出（県営住宅団地）など、官民連携して「鳥取スタイル PPA」の普及に取り組む。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7875）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	452,275	0	452,275		<203,500> 407,000		45,275	県費負担 248,775
トータルコスト	463,005千円（前年度0千円）〔正職員：1人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	導入施設への予算配分、進捗管理等							
工程表の政策内容	県有施設、市町村等の公共施設において、高断熱化等による省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進め、建築物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

2050年「脱炭素社会」の実現に向けて、県有施設（知事部局主要施設）を将来的にZEB（※）化することを目的とし、知事部局の既存施設にLED照明を導入する。

※ZEB（Net Zero Energy Building／ゼブ）：快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

2 主な事業内容

知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部にLED照明を導入する。（令和4年度計画：16施設）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

『鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局主要施設）（平成29年2月策定）』の対象69施設におけるLED照明の導入割合：100%（2030年度）

【取組状況・改善点】

『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）』において、国は2030年度までに既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を100%とする目標を掲げている。

また、本県においても、令和3年度まで『環境にやさしい県庁率先行動計画』に基づき照明器具のLED化を図ってきた。

<県有施設（建物）LED照明の導入状況>

施設区分	執務室	会議室	廊下・通路	ホール	トイレ	全体
事務所	27%	37%	35%	46%	17%	30%
集客施設	23%	20%	34%	44%	16%	25%
体育施設	23%	39%	45%	48%	27%	33%
児童福祉施設	7%	3%	0%	17%	3%	5%
試験研究施設	22%	5%	36%	50%	24%	16%

※知事部局のみ。令和2年3月末現在（令和2年12月営繕課推計値）。

（注）起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
再エネ100宣言RE Action推進事業	14,700	9,374	5,326	10,200			4,500																					
トータルコスト	18,643千円（前年度 13,335千円） [正職員：0.5人]																											
主な業務内容	補助金の制度設計、交付事務																											
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入推進																											
<p>【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「地方創生推進交付金」充当事業】</p> <p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>2050年「脱炭素社会」の実現に向けて、県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するため、再エネ100宣言RE Action(※)参加企業が行う使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す取組やEV商用車（電気自動車）等導入の取組に対して支援を行う。</p> <p>※日本の中小企業などが、2050年までに使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する目標を表明し行動していく枠組み（国内イニシアティブ）。世界的な大企業を中心に加盟する国際イニシアティブ「RE100」の国内中小企業版的位置づけ。鳥取県は2019年12月に都道府県では初となるアンバサダー（応援者）に就任。</p> <p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【拡充】省エネ対応設備導入支援事業</td> <td>RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、省エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新等に要する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/3 [補助上限] 1,000千円</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>【拡充】太陽光発電設備導入支援事業</td> <td>RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費のために太陽光発電設備を導入する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/5 [補助上限] 2,000千円</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>【新規】EV商用車、充電設備導入支援事業</td> <td>RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用車としてのEV、充電設備を導入する費用を支援する。 ・EV商用車 [補助件数] 3件 [補助額] 定額（200千円/台） [補助上限台数] 5台 ・充電設備 [補助件数] 3件 [補助率] 10/10（上限：充電用コンセント 30千円/基、充電用コンセントスタンド 60千円/基、普通充電設備 180千円/基、V2H充放電設備※ 375千円/基） [補助上限基数] 同補助金を活用して導入する電気自動車の台数以内の基数</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>省エネ推進支援事業</td> <td>中小企業が安価に省エネ診断を受診できる資源エネルギー庁「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業」の活用推奨を行う。</td> <td rowspan="2">(標準事務費)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市町村や商工団体等と連携し、環境配慮経営の取組手法等を情報発信する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">合 計</td> <td>14,700</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	【拡充】省エネ対応設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、省エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新等に要する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/3 [補助上限] 1,000千円	3,000	【拡充】太陽光発電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費のために太陽光発電設備を導入する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/5 [補助上限] 2,000千円	6,000	【新規】EV商用車、充電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用車としてのEV、充電設備を導入する費用を支援する。 ・EV商用車 [補助件数] 3件 [補助額] 定額（200千円/台） [補助上限台数] 5台 ・充電設備 [補助件数] 3件 [補助率] 10/10（上限：充電用コンセント 30千円/基、充電用コンセントスタンド 60千円/基、普通充電設備 180千円/基、V2H充放電設備※ 375千円/基） [補助上限基数] 同補助金を活用して導入する電気自動車の台数以内の基数	5,700	省エネ推進支援事業	中小企業が安価に省エネ診断を受診できる資源エネルギー庁「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業」の活用推奨を行う。	(標準事務費)	その他	市町村や商工団体等と連携し、環境配慮経営の取組手法等を情報発信する。	合 計		14,700
区 分	内 容	予算額																										
【拡充】省エネ対応設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、省エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新等に要する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/3 [補助上限] 1,000千円	3,000																										
【拡充】太陽光発電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費のために太陽光発電設備を導入する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/5 [補助上限] 2,000千円	6,000																										
【新規】EV商用車、充電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用車としてのEV、充電設備を導入する費用を支援する。 ・EV商用車 [補助件数] 3件 [補助額] 定額（200千円/台） [補助上限台数] 5台 ・充電設備 [補助件数] 3件 [補助率] 10/10（上限：充電用コンセント 30千円/基、充電用コンセントスタンド 60千円/基、普通充電設備 180千円/基、V2H充放電設備※ 375千円/基） [補助上限基数] 同補助金を活用して導入する電気自動車の台数以内の基数	5,700																										
省エネ推進支援事業	中小企業が安価に省エネ診断を受診できる資源エネルギー庁「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業」の活用推奨を行う。	(標準事務費)																										
その他	市町村や商工団体等と連携し、環境配慮経営の取組手法等を情報発信する。																											
合 計		14,700																										

※V2H 充放電設備：EVへの充電及びEVから施設へ放電（給電）する装置

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県内の再エネ100宣言RE Action参加企業25社（令和4年度末）

【取組状況・改善点】

- ・企業訪問や企業等向けセミナーを開催し、脱炭素経営の必要性、メリットを説明するとともに、RE Actionへの積極的な参加を呼びかけ、RE Action参加企業は令和2年度末の3社から14社（令和4年1月現在）に増加し、環境配慮経営に取り組む企業が拡大した。
- ・本県のRE Action参加社・団体数は全国4位（令和4年1月6日現在）となり、企業数当たりの参加社・団体数は全国1位となっている。
- ・企業の脱炭素経営の一層の取組を推進するため、EV商用車及び充電設備の導入経費の支援を新設する。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	(債務負担行為) 25,000 60,612	(債務負担行為) 27,000 54,788	(債務負担行為) △2,000 5,824				(債務負担行為) 25,000 60,612	
トータルコスト	74,018千円（前年度 68,254千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査、補助金の支払い、市町村との調整							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO法人、市町村、エネルギー事業者等の取組を支援し、本県における再生可能エネルギーの導入を促進する。（家庭の省エネ・再エネ快適生活促進事業を一部統合）								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容						予算額	
(1) 支援事業								
体制づくり・啓発支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 300千円 [事業主体] 地域団体、NPO法人						900	
	とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイドンスコーナー等の導入を支援する。 [補助率] 1/2 [補助上限] 300千円 [事業主体] エネルギーパークの施設管理者						300	
計画策定支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催を支援する。 [補助率] 1/2 又は 2/3 (※1) [補助上限] 3,000千円 [事業主体] 市町村、地域団体、NPO法人、再エネ事業者 [補助事業期間] 最長2年 [債務負担行為] 6,000千円（令和5年度）						12,000	
事業化支援	地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。 [補助率] 1/2 又は 2/3 (※1) [補助上限] 10,000千円 （但しFIT(※2) 価格算定対象費用(※3)を除く） [事業主体] 地域団体、NPO法人、再エネ事業者 [補助事業期間] 最長3年 [債務負担行為] 15,000千円（令和5～6年度）						15,000	
小規模発電設備等導入支援	太陽光発電（10kW未満）、太陽熱利用機器、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 [補助率] 市町村補助額の1/2 [実施主体] 市町村 [補助事業期間] 最長2年 [債務負担行為] 4,000千円（令和5年度）						32,229	
(2) 推進体制づくり								
【新規】小水力発電の導入推進	県内企業や地域新電力、市町村等の関係団体で構成する検討会又は協議会を立ち上げ、小水力発電の導入に係る効果的な方法を検討する。						183	
合計							60,612	
※1 補助率が2/3となる場合：計画策定を支援するなど市町村による積極的な関与があると特に認める場合 ※2 FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）：再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。 ※3 FIT 価格算定対象費用例：FIT認定を受けた設備の設置費、本体費、撤去費、1km以下の電源線費用等								
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
県内の電力自給率60%（令和12年度）達成に向けて、地域が主体となった自家消費・地域内消費も含めた再生可能エネルギー発電や熱供給の取組を支援していく。								
【取組状況・改善点】								
地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、補助対象経費の拡充、補助率・補助上限額の引き上げを含む事業の組替を行う。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7875）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	2,405	8,566	△6,161	2,405				
トータルコスト	7,925千円（前年度 14,111千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	委託先への支払い、調整業務、申請書の審査、補助金の支払いなど							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

環境性能が高く、蓄電池としての機能など防災面での有用性を持つ次世代自動車（EV、FCV）を公用車として継続してリース契約するとともに、令和3年度に更新した県庁舎のEV急速充電器の運営委託を行う。

※EV：電気自動車 FCV：燃料電池自動車

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
公用車EV・FCV運用事業	EV・FCVの活用による交通手段のCO2削減を広く啓発するとともに、災害等の非常時における電力供給源として活用するため、蓄電能力に優れたEV・FCVを公用車としてリースする。 （令和4～8年度債務負担行為設定済）	1,415
県庁舎EV急速充電器運営委託事業	EV・PHVの普及促進及び利用者に対する利便性を確保するため県庁舎3箇所のEV急速充電器の保守管理・運営を民間事業者へ委託する。（令和4～11年度債務負担行為設定済） ※PHV：プラグインハイブリッド車	990
合計		2,405

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

水素エネルギー啓発事業と関連させながら、内燃機関車にはない環境面及び防災面での有用性を周知し、次世代自動車の普及促進を図る。

【取組状況・改善点】

- ・本県における次世代自動車の普及台数は、令和4年1月時点で1,449台（EV:692台、PHV:755台、FCV:2台）となっており、年100台程度増加している。令和4年度は、新たに家庭用EV普通充電器設置に要する経費を支援し、一層の普及促進に取り組む。
- ・令和3年度に、県庁舎3箇所（県庁第二庁舎前、中部総合事務所、西部総合事務所）のEV急速充電器を更新し、有料化した。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

6 項 防災費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

1 目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	22,381	21,251	1,130	22,381				
トータルコスト	47,784千円（前年度 46,718千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	平常時モニタリング業務、緊急時モニタリング計画の改定、原子力防災訓練等、交付金事務							
工程表の政策内容	原子力施設、及び原子力災害に対する安全・安心を確保する環境放射線・放射能モニタリング							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリングの拠点施設「鳥取県原子力環境センター」を活用して、島根原子力発電所 30k m圏内の環境放射能のモニタリングを行い、平常時の放射線量や環境試料等の放射能レベルを把握する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 平常時モニタリング (3,068千円)</p> <p>島根原子力発電所周辺地域 (UPZ) において、島根原子力発電所に起因する放射性物質による環境への影響及び住民の受ける線量等の推定、評価を行うため、毎年度測定計画を定め、大気のコブじんや陸水、海水等の環境試料を採取し、調査を行う。</p> <p>(2) センター職員に係る人材育成 (1,696千円)</p> <p>放射能分析研修、専門講習会等に職員を派遣し放射能測定に係る技術の保持に努めるとともに、放射線障害防止法で設置が義務づけられている放射線取扱主任者の資格者を継続的に養成する。</p> <p>また、原子力施設立地県等の測定機関で構成する「原子力施設等放射能調査機関連絡協議会」へ参加し、相互の課題を共有するとともに、対応・課題解決につなげる。</p> <p>(3) センターの管理運営 (17,617千円)</p> <p>測定結果の精度を確保するため、測定機器の点検・校正、クロスチェック等の精度管理を行うとともに、センター設備の維持管理等を適切に行う。</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【事業目標】</p> <p>放射線量や環境試料等の放射能レベルを測定する機器の維持管理及びモニタリング要員の確保、並びに研修による要員の資質向上により、県民の安心安全を守る体制を維持・強化する。</p> <p>【取組状況・改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター整備と並行して機器整備を進め平成 25 年度から本格的に島根原子力発電所周辺地域での平常時モニタリングを開始した。測定項目の拡充を図り県民の安心安全を守る体制整備を行ってきた。 ・モニタリング要員への継続的訓練等により引き続き測定結果の精度を維持していく。 								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7198）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) プラスチック資源循環のためのライフスタイル変革促進事業	7,951	0	7,951	3,975			3,976	
トータルコスト	10,317千円（前年度0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							
工程表の政策内容	一般廃棄物（ごみ）リサイクルの推進、脱炭素社会との調和の推進							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
<p>令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（以下、「プラスチック新法」という。）」が施行予定であることを踏まえ、県民及び県内事業者へプラスチック資源循環の取組を一層促すため、フォーラム等を開催し、県民及び事業者の意識啓発を図る。</p> <p>また、プラスチック資源のアップサイクル等を推進してプラスチック資源循環の取組を促進する。</p>								
2 主な事業内容				（単位：千円）				
区分	内容						予算額	
フォーラム開催事業	<p>県民及び事業者の意識啓発・取組促進を図るため、『プラスチック資源循環促進法とライフスタイルの変革』をテーマにフォーラムを開催し、プラスチック新法の意義・内容や先進的な企業等の取組発表等を行う。</p> <p>また、海ごみアートの展示やワークショップ、エコマルシェの開催、県内企業や学校・団体等の取組紹介等を行う。</p>						3,451	
プラスチック資源のアップサイクル等推進事業	<p>プラスチック資源循環の取組を促進するため、県内においてプラスチック資源のアップサイクル等を行い、その商品を展示（販売）・情報発信するなど、モデルとなる取組を行う企業等を支援する。</p> <p>[補助率] 1/2 [補助上限]1,500千円</p>						4,500	
合計							7,951	
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
県民や事業者のプラスチック資源循環の意識啓発及び取組の一層の促進を図る。								
【取組状況・改善点】								
<p>本県では「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組として、プラごみ削減に取組む事業者等の登録、マイボトル運動などを進めているが、プラスチック新法施行を契機とし、フォーラム等の開催やプラスチック資源のアップサイクル等への支援を通じて、更なるプラスチック資源循環の意識啓発及び取組を県民及び事業者へ促していく。</p>								
＜プラスチック新法の概要＞								
<p>○プラスチック使用製品の設計から廃棄までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じるもので、県は市町村への技術的援助や国の施策に準じてプラスチック資源循環の促進等に必要な措置（広報活動を通じてプラスチック資源循環に係る県民の理解を深め、協力を求める等）を講ずるように努める。（施行日：令和4年4月1日）</p>								
○主な措置内容								
(1) 国はプラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定する。								
(2) 個別の措置事項								
設計・製造	【環境配慮設計指針】 国は製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。（国は調達配慮。事業者・消費者は使用に努めなければならない。）							
販売・提供	【使用の合理化】 国はワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。（スプーンやハンガーなど年間5t以上のワンウェイプラスチック提供事業者の取組が著しく不十分な場合に、勧告、公表、命令ができる。）							
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ・容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。 ・市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画が認定された場合、廃掃法の許可を受けずに、再商品化に必要な業を実施できる。	【製造・販売事業者等による自主回収】 ・製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画が認定された場合、廃掃法上の業許可が不要になる。	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ・国は排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ・年間250t以上のプラスチック排出事業者の取組が著しく不十分な場合に、勧告、公表、命令ができる。					

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7198)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) もったいない! 食べ残しゼロ事業	11,242	0	11,242	1,930		(基金繰入金) 6,381	2,931	
トータルコスト	14,396千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	企画・調整、委託業務に係る事務、各種啓発							
工程表の政策内容	一般廃棄物(ごみ)リサイクルの推進、脱炭素社会との調和の推進							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

とっとり食べきり協力店の登録促進、持ち帰りバッグ(ドギーバッグ)を活用した食べ残しの持ち帰りの定着及びフードドライブ活動(※¹)の推進等により、更なる食品ロス削減を図る。

※¹フードドライブ: 寄付食品を集め、フードバンク団体(※²)等に提供すること

※²フードバンク: 寄付食品を、福祉施設や生活困窮者などに配給する活動

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
もったいない! 食べ残しゼロ事業	食べ残しゼロによる食品ロスの削減を図るため、「とっとり食べきり協力店」の登録促進、県内事業者での持ち帰りバッグ普及の支援、新聞広告等を活用した取組の周知を行う。 ・持ち帰りバッグ及び啓発資材の県内事業者への配布 ・持ち帰りバッグを購入する県内事業者への支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 20千円	4,615
フードドライブ活動推進事業	フードドライブ活動への理解と取組の促進を図るため、事業所や市町村等と連携した「フードドライブ」を実施する。	2,766
事業系一般廃棄物実態調査	廃棄物削減に向けた業種ごとの効果的な施策の実施につなげるため、飲食店等における食品ロス等の事業系一般廃棄物の実態調査を実施する。	3,861
合計		11,242

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

飲食店等における食べきりや食べ残しの持ち帰りの推進等により、食品ロスの削減を図る。

とっとり食べきり協力店の登録数の目標値 300件 (令和12年度)

【取組状況・改善点】

- 令和3年度に実施した持ち帰りバッグのモニター調査における調査員や協力店の意見を基に、持ち帰りバッグの活用促進を通じた食べ残しの持ち帰りの定着等により、食品ロスの削減を図る。
- 平成30年度から毎年実施しているフードドライブ活動について、市町村及び事業所に食品受付窓口の設置を要請するとともに、実施回数を増やすことで県民・事業者の活動への参加を一層促す。
- 食品ロスの半数以上を占める事業系食品ロス等の事業系一般廃棄物の実態調査を実施し、業種ごとの課題等を把握することで、事業系一般廃棄物削減に向けたより効果的な施策につなげていく。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)日本遺産「三徳山・三朝温泉」磨き上げ事業	69,579	0	69,579	28,587	<24,500> 31,000		9,992	県費負担 34,492
トータルコスト	73,522千円（前年度0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	日本遺産「三徳山・三朝温泉」の令和6年度の継続認定に向けた取組の支援							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

三朝町は、「六根清浄の地としての三徳山」と「六感治癒の地としての三朝温泉」の結びつきが一連のストーリー性を有することから、日本遺産の認定を受けている。令和4年1月の認定継続を受け、更なる磨き上げを進めるため、三徳山エリアの機能向上及び人材育成等を行う。

なお、再提出した今後3年間（令和3～5年度）の新たな地域活性化計画の着実な実行を目指すため、県と三朝町の合同で日本遺産を活用する全庁的なプロジェクトチームを発足する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
三朝町日本遺産活用プロジェクトチーム	県と町合同のプロジェクトチームの会議などに係る経費	200
三徳山密坊駐車場機能向上事業（国立公園満喫プロジェクト等推進事業関連）	三徳山来訪者の利便性向上のため、同駐車場内に公衆便所を新設する。	63,529
案内看板修繕	平成27年度に整備した日本遺産の案内看板3基を修繕する。	4,050
日本遺産 三徳山・三朝温泉六根清浄と六感治癒体験ツアー	日本遺産の認知を広げ、新たな需要を喚起するため、六根清浄と六感治癒についてのストーリーを体験するツアーを実施する。	800
日本遺産を核とする広域サイクリングルート構築	日本遺産「三徳山・三朝温泉」を起点として東郷湖など県中部の自然を満喫できるサイクリングルートの構築を図るため、ガイド付きのサイクリングモニターツアーを実施する。	1,000
合計		69,579

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

令和6年度の日本遺産の審査で継続認定を受ける。

【取組状況・改善点】

「三徳山・三朝温泉」は平成27年度に初めて日本遺産に認定されたが、昨年7月に「再審査」とされ、新たな地域活性化計画を再提出して、令和4年1月に条件付き継続認定とされた。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課 (内線：7200)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	307,424	296,722	10,702	150,760	<105,000> 135,000		21,664	県費負担 126,664
トータルコスト	361,837千円 (前年度 351,377千円) [正職員：6.9人]							
主な業務内容	委託、工事発注及び補助金交付事務等							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするため、整備を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額								
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	国立公園満喫プロジェクト等推進事業費 [国庫 1/2]	301,516								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難小屋改修</td> <td>大山頂上避難小屋太陽光発電設備 増強工事 (96,516)</td> </tr> <tr> <td>自然歩道改修</td> <td>大山滝吊り橋架換工事 (100,000)</td> </tr> <tr> <td>登山道改修</td> <td>夏山登山道改修工事 (105,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所名	避難小屋改修	大山頂上避難小屋太陽光発電設備 増強工事 (96,516)	自然歩道改修	大山滝吊り橋架換工事 (100,000)	登山道改修	夏山登山道改修工事 (105,000)	
区分	箇所名									
避難小屋改修	大山頂上避難小屋太陽光発電設備 増強工事 (96,516)									
自然歩道改修	大山滝吊り橋架換工事 (100,000)									
登山道改修	夏山登山道改修工事 (105,000)									
美しい大山登山道管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 山頂の仮設携帯トイレブース更新 (4,150) 6合目避難小屋の携帯トイレブース清掃・管理委託 (419) 山頂避難小屋への発動発電機設置 (939) 	5,508								
日本山岳ガイド協会公認ガイド養成事業補助金	登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格(公益社団法人日本山岳ガイド協会実施)の取得者に対し、資格取得に要した経費を補助する。 [補助限度額] 100千円	400								
合計		307,424								

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025 に基づき、大山登山道や中国自然歩道等を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。

【取組状況・改善点】

- 平成28年7月に、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクトのモデル地区に選定されて以降、同年12月に大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラムに基づき、外国人観光客の誘客促進に向け、大山地域全体を活かす総合的な整備を進めてきた。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した観光客の回復を図るため、引き続き利用しやすい環境整備に努める。

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7979）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	10,120	10,764	△644			(基金繰入金) 3,000	7,120	
トータルコスト	22,582千円（前年度 23,269千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.5人〕							
主な業務内容	希少野生動植物の保護、外来生物の防除、自然環境の保全推進に資する取組							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全により、県民参加による生物多様性の保全を推進するとともに、本県の豊かで美しい自然を守り、未来の世代に伝えていく機運の醸成を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額													
希少野生動植物保護対策事業	生物多様性GIS(※1)ハードウェア保守管理業務委託 (816)	5,475													
	特定希少野生動植物等の生育(繁殖)状況に係るモニタリング調査 (550)														
	希少野生動植物の保護等活動団体への支援 (4,109)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・経費</th> <th>実施主体</th> <th>補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金</td> <td>特定希少野生動植物の保護等に係る経費</td> <td>鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体</td> <td>定額 [補助上限]250千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生物多様性保全活動支援事業補助金</td> <td>生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費</td> <td>自然保護団体等</td> <td>定額 [補助上限]100千円</td> </tr> <tr> <td>開発における生息地の代替措置に係る経費</td> <td>民間事業者</td> <td>1/2 [補助上限]100千円</td> </tr> </tbody> </table>		補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限]250千円	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限]100千円	開発における生息地の代替措置に係る経費
補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等												
鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限]250千円												
生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限]100千円												
	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限]100千円												
生物多様性推進事業	とっとり生物多様性推進センターの運営 (295) 生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会の実施及びドローン等を活用した生息地の監視に向けた検討を行う。	4,345													
	【新規】生物多様性の保全・推進に関するフォーラムの開催 (3,000) 県内の生物多様性の推進を図るため、世界の動向や県内の状況、鳥取県版レッドリスト(※2)の改訂等を周知するためのパネル展示や著名人等による講演等を開催する。														
	【新規】レッドデータブックとっとり第3版の印刷 (1,050)														
自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域(15地域)における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等を行う。	300													
合計		10,120													

※1 生物多様性GIS：希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム

※2 レッドリスト：絶滅のおそれのある動植物種を選定し、リストにまとめたもの

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

自然保護団体の活動を活性化し、希少種に係る情報収集を進め、改訂した鳥取県版レッドリスト（鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト）を基に県民参加による生物多様性の保全を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・平成27年度から鳥取県版レッドリスト掲載種の保全活動、特定外来生物の防除活動などへの支援等を行ってきた。また、令和2年度には、「とっとり生物多様性推進センター」を設立し県内の自然保護団体等の支援体制を整えた。
- ・有識者や関係団体とより緊密な連携を取り、生物多様性の保全活動等を引き続き進めていく。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費	144,186	72,442	71,744	39,947	<26,000> 33,000	(雑入) 2,223	69,016	県費負担 95,016
トータルコスト	220,395千円（前年度 156,763千円）〔正職員：7.5人、会計年度任用職員：6人〕							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、自然公園内巡視、自然ボランティア制度							
工程表の政策内容	自然公園の適切な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、県が管理する自然公園施設、自然歩道等の点検・整備・修繕、維持管理委託等を実施するとともに、鳥獣保護や狩猟取締の監視・指導、自然保護ボランティアの登録等を行う。（自然保護監視事業を統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国自然歩道（岩戸海岸）崩落法面復旧設計（2,900） ・ 毛無山登山道看板改修（2,438） ・ 那岐山頂上公衆トイレ改修（66,755） ・ 那岐山頂上展望デッキ整備（7,238） ・ 鶺ノ池公園整備（880）（日野町への間接補助） ・ 鴨ヶ磯斜面点検（1,900） ・ 雨滝自然歩道斜面保護工事（20,600） ・ 大平原公衆トイレ改修（10,589） ・ 天神池休憩舎修繕（400） ・ 公園施設修繕工事枠（9,800） （うち大山登山道年間管理委託（1,600）） 	123,500
自然公園施設等の管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆トイレ及び自然歩道等の管理（15,907） ・ 公園施設に係る借地料（1,218） ・ 施設賠償責任保険料（411） 	17,536
国立公園清掃活動への補助	国立公園内の清掃を行う民間団体等に対して支援する。 〔負担割合〕国1/4、県1/4、市町村1/2	2,870
自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等	280
合計		144,186

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

自然公園における安全で快適な利用環境の整備を進める。

【取組状況・改善点】

自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、安全性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7978）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定鳥獣保護管理事業	96,028	92,490	3,538	40,369			55,659	
トータルコスト	140,047千円（前年度 136,631千円）〔正職員：4.5人、会計年度任用職員：3人〕							
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関との調整							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、人身被害や農林業被害の発生等が問題となっていることから、特定鳥獣保護管理計画に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
生息状況調査及び対策検討	特定鳥獣生息状況調査（8,435） ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシの生息状況等の調査を継続して行うとともに、県中西部のクマのDNA分析を行う。（専門機関への委託）	9,063
	特定鳥獣保護管理検討会（628） 保護管理検討会を開催し、生息状況調査の結果を踏まえて保護管理計画の達成状況や対策等について検討する。	
ツキノワグマ対策の推進	ツキノワグマ遭遇回避対策費（984） 出没時の追い払い、注意喚起看板の作成、学習会の開催等、住民の安全・安心を確保するための活動を支援する。 〔事業主体〕市町村、地元自治会 〔補助率〕1/2（間接補助の場合1/3）	10,856
	堅果類豊凶調査（512） 秋の人里へのクマ出没動向を予測し、対策の参考とするため、ブナ科堅果類（ドングリ）の豊凶の調査を委託する。	
	放獣と追跡調査（8,860） 人里離れた場所で錯誤捕獲されたクマの放獣作業を行うとともに、電波発信器を装着し行動を把握することで人里への接近による事故を未然に防止する。	
	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金（500） クマの広域的な保護管理・被害対策のため、京都・兵庫・岡山・鳥取の4府県で、地域個体群の個体数推定に必要なデータ収集システムを運用する。	
ニホンジカの捕獲強化	指定管理鳥獣捕獲等事業（調査業務）（6,096） 事業の実施計画策定に必要な調査、個体数推定、事業の効果検証等を行う。（専門機関への委託）	76,109
	指定管理鳥獣捕獲等事業（捕獲業務）（69,643） 実施計画に基づき、シカを捕獲する。（認定鳥獣捕獲等事業者への委託） 〔対象地域〕県全域の奥山 〔捕獲頭数〕約2,500頭（前年比200頭増）	
	3県広域連携捕獲実践会議（370） 兵庫県・岡山県と連携した奥山・県境域でのシカ捕獲体制を整備する。（10月の捕獲強化月間の実施、合同研修会の開催等）	
合計		96,028

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

<年間捕獲目標> シカ 14,000頭以上、イノシシ 14,000頭以上

【取組状況・改善点】

- クマのゾーニング（棲み分け）管理の適正な運用によって、人里では被害防止のため有害個体の殺処分を行うとともに、山地では錯誤捕獲個体の放獣を行い個体群の安定存続を図っている。
 - クマは県境を跨ぎ、広域的に移動、分布することから鳥取県、兵庫県、岡山県と連携して広域的な管理を行う。
 - シカ・イノシシの捕獲強化により、令和2年度の捕獲数は過去最多、今後も捕獲強化を継続する。
- <令和2年度の捕獲実績> シカ 10,294頭、イノシシ 12,113頭

令和4年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

9目 狩猟費

緑豊かな自然課 (内線: 7978)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	14,810	11,949	2,861	3,539			11,271	
トータルコスト	17,964千円 (前年度 15,117千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、補助金交付事務、委託業務							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害を減少させるため、特にニホンジカ・イノシシ捕獲の即戦力となる狩猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。
このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援を行うほか、銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容				予算額
銃猟者への支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等への支援を行う。				2,165
	補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率等	
	【拡充】射撃練習奨励補助金	射撃練習に要する経費	猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者	1/3<市町村1/3> ※補助上限(5,000円/人)を撤廃	
	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金交付に要する経費	市町村	1/2 [補助上限] 3,000円/人	
	ガバメントハンター育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>	
	大口径ライフル技能講習に係る県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講に必要な経費	銃刀法に定める技能講習修了証明書交付を受けた者	5,000円(定額)	
狩猟者の養成	ニホンジカ、イノシシなどの有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。(猟友会への委託) ・狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・安全な捕獲を行うための猟具の取扱講習会の実施 ・散弾銃、大口径ライフル銃等射撃技能向上対策(射撃大会)の実施 ・ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施 等				3,718
ハンター養成スクール運営	有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、ハンター養成スクールを運営する。				5,079
新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 [対象者] 狩猟免許を取得し、当該免許の初回の更新までに狩猟者登録した者。 支援は初回登録1回限り。				3,400
【新規】銃猟者技能向上のための支援検討事業	銃猟者の射撃技術向上等のための支援について検討を行う。				448
合計					14,810

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

有害鳥獣捕獲等の即戦力となる狩猟者の確保・育成を図る。
60歳未満の県内狩猟免許所持者 1,300人(令和12年度末)

【取組状況・改善点】

- ・本事業の実施により、近年、新規狩猟免許取得者は若手を中心にわな猟、銃猟ともに増加傾向にあり、高齢化が進んでいた狩猟者の若返りが進みつつある。
- ・県外射撃場での射撃練習支援のため補助金の上限を撤廃するとともに、銃猟者の射撃技術向上等のための支援のあり方について検討を行う。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

3 項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8988）

1 目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	48,216	44,853	3,363	2,000			46,216	
トータルコスト	81,815千円（前年度78,577千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	中核拠点施設としての整備、ツーリズムの推進、国内外に向けた魅力発信等							
工程表の政策内容	山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」でのロングトレイルやシーカヤック等アクティビティ活動等の推進、国際化に向けた取組、その他様々なジオパーク活動への支援など山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進を図るとともに、地域住民の機運醸成を図る取組を推進する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容							予算額
中核拠点施設としての整備	・情報発信デジタルサイネージの運用 山陰海岸ジオパークの中核拠点施設としてエリア全体の情報発信を行うデジタルサイネージの運用を行う。							424
ツーリズムの推進	・【新規】ガイド人材発掘事業（66） ガイドの高齢化等を踏まえ新たな人材を発掘するため地域資源を学ぶ講座等を開催する。 ・【新規】山陰海岸ジオパークトレイルコースの新たなコース（山間ルート）検討事業（417） ・密にならない山陰海岸ジオパークトレイルツアーモデルプラン造成事業（4,000） 絶景ジオスポット、グルメ、アクティビティなどを関連付けたモデルプランをアウトドア情報誌等を通じてPRすることでツーリズムの推進を図る。							4,483
国内外に向けた魅力発信	・【新規】自然と演劇との共生事業（1,500） アクティビティと演劇などの文化芸術を連携させるためのフォーラム等を開催する。 ・ユネスコ世界ジオパーク道府県連合での情報発信（2,000） ・雑誌・テレビ等メディアを活用等した情報発信（3,000）							6,500
民間活力の振興	・山陰海岸ジオパーク魅力活用補助金（17,576） 産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進などジオパークに関連した取組を支援する。 ・山陰海岸ジオウォーク補助金（1,500） 民間主体で開催されるウォーキング大会を支援する。							19,076
研究・教育活動の推進	・サイエンスカフェの開催（1,042） ・山陰海岸ジオパーク調査・研究委託（3,098） 鳥取大学等の学術関係者と自然館学芸員が共同で調査・研究を行う。							4,140
国際化対応	・テレビ電話通訳サービスの運用 テレビ電話通訳サービス（12か国語対応）を利用できるタブレットをジオパーク拠点施設等へ配備する。							223
その他	・自然遊歩道の眺望景観回復（1,000）・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金（6,603） ・鳥取県政ジオバイザリースタッフ経費（50）・標準事務費（5,717）							13,370
合計								48,216

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

山陰海岸ジオパークの魅力発信を通じて、その認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。
ジオパークエリアにおけるアクティビティ（自然体験活動）年間参加者数 7,000人（令和6年度末）

【取組状況・改善点】

- ・ロングトレイルやシーカヤックなど山陰海岸ジオパークでのアクティビティ（自然体験活動）が人気であり、それらを利用したツーリズムにより山陰海岸ジオパークへの誘客を図っている。
- ・令和3年度は、トレイルモデルプランをアウトドア情報誌等で紹介し、また、山陰海岸ジオパークの魅力伝える番組を制作しテレビで放映するなど情報発信を行った。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナウイルス感染症対策事業（宿泊療養運営等事業）	3,488,261	895,625	2,592,636	3,488,261				
トータルコスト	3,489,050千円（前年度 896,417千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	軽症者等宿泊療養施設の運営、感染者のペットの一時預かり							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者」とする。）のうち、無症状者・軽症者が宿泊療養施設で安静に療養ができるよう居室を確保し、必要な備品等を整備する。

また、患者が入院又は宿泊療養する際、ペットの預け先を確保できない場合、動物病院等で一時預かりする。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
軽症者等宿泊療養運営事業	○無症状者・軽症者が療養する居室を確保し、施設を運営する。 [借用施設、確保数] 宿泊療養施設【県内8施設、計952室】 東部3施設(372室)、中部2施設(147室)、西部3施設(433室) [借用期間] 令和4年4月1日～令和5年3月31日 [経費] 宿泊施設借用費、備品リース料、廃棄物処理費 等 ○宿泊療養施設の運営に係る生活支援業務を外委託する。 [委託内容] 食事等の注文・受取・配布、生活物資の購入・在庫管理・配布、廃棄物処理 等	3,483,761
ペット一時預かり体制整備事業	○患者が入院又は宿泊療養する際、預け先を確保できないペットを県が指定する動物病院で一時預かりする。 [対象動物] 患者が飼養する犬又は猫 [預かり場所] 動物病院【県内3施設、東・中・西部各地域1施設】 [預かり期間] 2週間（飼い主の療養状況に応じて期間を短縮又は延長） [必要経費] ペットホテル利用料 ※通常料金に防護具やコロナ対応手当等の必要経費を加算 ※犬猫の治療が必要な場合の治療費は患者負担	4,500
合計		3,488,261

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

無症状者・軽症者が宿泊施設で安静に療養ができる居室とペットの一時預かり体制を確保する。

【取組状況・改善点】

・宿泊療養に備え、民間宿泊施設において令和2年度から東部・西部で、令和3年度から中部でも宿泊療養施設の運営を行っている。

＜宿泊療養施設の開設＞

東部：令和2年8月：1施設、令和3年8月：1施設

中部：令和3年5月：1施設

西部：令和3年1月：1施設、令和3年8月：1施設、令和4年2月：1施設（予定）

・第6波の感染拡大に合わせ、宿泊療養施設を確保する。

（令和3年12月末：5施設 557室、第6波到来時の令和4年1月17日時点 94名が療養）

・ペットの一時預かりについては、3施設で受け入れ体制を確保している。

（令和3年12月末実績：延べ112日（犬4頭、猫8頭））

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	54,500	100,000	△45,500	54,500				
トータルコスト	68,074千円（前年度 121,506千円）〔正職員：1人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	補助金事業、認証店の拡大・情報発信							
工程表の政策内容	適切な感染対策を取り運用している施設を認定する「認証店」制度の運用と普及啓発・利用促進							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

事業者が新型コロナウイルス感染予防対策例（ガイドライン）に沿った取組を継続的に実施するための経費を支援する。

また、県民や観光客等が安心して利用できる新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」とする。）

（※）の認証取得に向けた支援及び普及促進を行う。

※新型コロナ安心対策認証店：新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）に基づき作成した新型コロナ感染防止対策チェックリストに沿って、全ての感染防止対策に取り組む店舗を県が審査し認証する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
感染予防対策推進補助金	感染予防対策を維持するために必要な設備等の導入経費を補助する。 〔対象店舗・事業者〕 感染予防対策に取り組む事業者 〔補助対象経費〕 非接触式体温計、CO2モニター等の備品購入費、パーテーションや換気扇等の設置工事費等 ※消耗品は対象外 〔補助額〕 1施設上限20万円 〔補助率〕 1/2	50,000
専門家の助言体制の整備	認証店の認証にあたり、専門家の助言により対策の有効性を確保する。	1,000
認証店の情報発信	認証店の店舗情報や感染防止対策の取組事例などを専用サイト等により情報発信する。	3,000
その他	認証店ステッカーを作成する。	500
合計		54,500

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

店舗の感染予防対策を進め、県民や観光客等の利用を図ることで、事業者の事業活動の継続と新型コロナウイルス感染症の拡大防止の両立を図る。

【取組状況・改善点】

- ・本県の認証店制度は飲食店に限定せず、全ての業種を対象にしている。
- ・21業種の認証申請に係る手順書をチェックリスト化し、申請手続きを簡素化することで、認証店が増加した。（令和4年1月25日現在：2,962店舗）
- ・認証取得に取り組んでいただくことで、事業者の感染防止対策に対する意識が向上し、各施設の感染防止対策が進展した。
- ・事業者の感染予防対策を支援するため、感染予防対策推進補助金を交付した。
（令和3年度 申請件数：515件 交付申請額：50,129千円 令和4年1月25日現在）

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7284）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 飲食店巡回体制等継続強化事業	25,133	0	25,133	25,133				
トータルコスト	29,076千円（前年度 0千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	認証店への定期的な巡回指導							
工程表の政策内容	適切な感染対策を取り運用している施設を認定する「認証店」制度の運用と普及啓発・利用促進							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」とする。）（※）となった飲食店を定期的に巡回し、感染防止対策の確認や必要に応じて助言・指導等を行い、感染防止対策の徹底を図る。

※新型コロナ安心対策認証店：新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）に基づき作成した新型コロナ感染防止対策チェックリストに沿って、全ての感染防止対策に取り組む店舗を県が審査し認証する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
飲食店巡回体制等強化事業	認証店への定期的な現地確認・指導体制等を構築し、認証後の感染防止対策維持を徹底するよう、巡回指導等をする。 （飲食店の認証店舗数：令和4年2月7日現在 2,254店舗）	25,133

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新型コロナ安心対策認証を取得した飲食店における感染防止対策の維持・強化を推進することにより、県民が安全・安心に飲食店を利用できる環境の維持を図る。

【取組状況・改善点】

県民が安心・安全に飲食店を利用できるよう、認証店の定期的な巡回点検を随時行うよう民間事業者に外部委託して実施し、店舗が感染防止対策を継続するよう指導体制等を強化した。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課(内線:7183)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	1,731	1,731	0				1,731	
トータルコスト	11,194千円(前年度11,236千円)[正職員:1.2人]							
主な業務内容	県民の総合的防犯意識啓発、防犯リーダー養成、優良防犯施設の認定							
工程表の政策内容	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭キャンペーン、防犯リーダー研修、防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進することにより、県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
県民の総合的防犯意識啓発	○鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の周知 ○街頭キャンペーンの実施 啓発物品を制作するとともに、鍵かけ推進・万引き防止のチラシを配布し、街頭啓発を行う。 ○ながら見守り、通学路等の見守り活動の啓発	396
地域安全フォーラム開催補助金	主催の公益社団法人鳥取県防犯連合会に対し、講師謝金・旅費、会場借上料等を助成する。	541
防犯リーダー研修会の開催	地域の防犯活動や見守り活動の活性化を図るとともに、核となって活動するリーダーや防犯見守り活動者を養成する研修会を開催する。	295
優良防犯施設認定制度の促進	学校、共同住宅、駐車場、深夜小売業店舗等を対象とした優良防犯施設を認定する。	88
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催	鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の策定、推進計画に基づく犯罪のないまちづくりに関する施策の実施状況や重要事項を調査審議するための協議会を開催する。	261
青色防犯パトロール活動促進事業	青色防犯パトロールの実施時においてパトロール車両に必要な装備品として義務づけられている「青色回転灯」と「広報用マグネットシート」を民間の活動団体に支給する。	150
合 計		1,731

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地域で活躍する防犯ボランティア等を養成するとともに、地域防犯力向上に繋がる啓発活動を行うことで、安全・安心な地域を実現する。

防犯リーダー研修会年間参加者目標数 100人(令和4年度末)

【取組状況・改善点】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度防犯リーダー研修会は中止したが、防犯ボランティア団体に「防犯ボランティア活動マニュアル(全国防犯協会連合会出版)」を送付し、活動の参考としていただいた。
- ・SNS、あんしんトリピーメール等を活用し、県民に対して鍵かけ、盗難防止を呼びかけた。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身近な消費生活相談窓口機能強化事業	（債務負担行為） 127,735 37,259	33,959	（債務負担行為） 127,735 3,300	1,615			（債務負担行為） 127,735 35,644	
トータルコスト	41,202 千円（前年度 37,920 千円） [正職員：0.5 人]							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	消費生活相談体制の充実・強化、自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消費生活に関し広域的な見地を要する相談及び苦情等の対応を行う消費生活センターを設置運営し、市町村消費生活相談窓口等と連携して、県内の消費者被害の未然防止と解決を図る。

2 主な事業内容

- ・ 県消費生活センターと市町村の消費生活センター及び消費生活相談窓口（以下、市町村窓口）が並行して対応している消費生活相談を、令和4年度から原則、住民に身近な市町村窓口が受け付ける。
- ・ 県は、高度な専門性または広域的な見地を要する相談対応及び閉庁日の相談対応を含む市町村窓口の支援を主とする体制に移行する。
- ・ 各市町村窓口とタブレット端末等によりオンラインで相談情報を共有するとともに、市町村窓口で対応困難な相談事案をオンラインで支援し、即時対応できる体制を整える。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額												
【新規】市町村相談支援	市町村窓口へのタブレット端末の貸与による相談支援や、消費生活相談員（国家資格者）確保のため、資格取得を支援する。	1,548												
【新規】デジタル消費者教育の推進	新しい生活様式の普及に伴い増加したインターネットを介した消費生活トラブルの被害防止のため、携帯電話会社及び市町村窓口と連携し、スマートフォンやインターネットの利用方法・注意点やトラブルに巻き込まれない対処法を身につけるデジタル講座を実施する。	1,833												
消費生活相談事業	○消費生活相談業務の委託（33,029） 県内3箇所の消費生活相談室に消費生活相談員（国家資格者）を配置し、市町村窓口の支援を行うとともに、市町村窓口閉庁日の相談対応を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>相談室</th> <th>開所日</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部：県庁第二庁舎2階</td> <td>月～金</td> <td>2名（※）</td> </tr> <tr> <td>中部：倉吉交流プラザ2階</td> <td>火～土（祝日とその翌日を除く）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>西部：米子コンベンションセンター4階</td> <td>毎日（祝日除く）</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> （※）2名のうち1名は概ね週2日勤務、令和7年度以降は1名 [委託期間] 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間） [債務負担行為] 127,735 千円 ○多重債務・法律相談会の開催（849）	相談室	開所日	配置人数	東部：県庁第二庁舎2階	月～金	2名（※）	中部：倉吉交流プラザ2階	火～土（祝日とその翌日を除く）	1名	西部：米子コンベンションセンター4階	毎日（祝日除く）	2名	33,878
相談室	開所日	配置人数												
東部：県庁第二庁舎2階	月～金	2名（※）												
中部：倉吉交流プラザ2階	火～土（祝日とその翌日を除く）	1名												
西部：米子コンベンションセンター4階	毎日（祝日除く）	2名												
合 計		37,259												

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県民の安全安心な消費生活に資するため、消費生活相談対応を行うとともに、消費生活上の配慮を要する高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制を構築する。

【取組状況・改善点】

- ・ 県内の消費生活相談について、消費生活相談員が所属するNPO法人への業務委託により、複雑多様化する相談に適切に対応してきた。<令和2年度消費生活相談実績>県2,889件、市町村2,537件
- ・ 高齢化社会の進行に伴い、今後、配慮を要する消費者が増加することが予想されることから、住民に身近な市町村役場で消費生活相談を受けられ、必要に応じて介護や見守りなどの福祉施策と連携した問題解決につなげられる体制を強化し、県内の消費生活相談体制の連携と充実を図る。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
思いやり消費（エシカル消費）普及事業	4,100	500	3,600	2,050			2,050	
トータルコスト	5,677千円（前年度2,084千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報の実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

思いやり消費（エシカル消費）（※）の推進に向け、学校現場と連携した普及展示や、思いやり消費を積極的に展開する事業者への支援事業を実施する。

※思いやり消費（エシカル消費）：人や社会、環境、地域に配慮した消費やサービスを選ぶ思いやりのある消費行動（思いやり消費の例：エコマーク商品、フェアトレード商品、障がい者の作った商品、障がい者雇用企業の商品の購入や地産地消 ほか）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
【新規】思いやり消費宣言事業者応援モデル事業	○思いやり消費シンボルマーク、ステッカー作成 ○思いやり消費宣言事業者応援モデル事業補助金 思いやり消費宣言を行った小売り事業者が実施する思いやり消費の普及推進の取組に対し、交付する。 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 500千円	3,100
【新規】普及啓発	○学校図書館等への啓発パネル等の貸出用展示物の作成 ○思いやり消費啓発動画の製作	1,000
合 計		4,100

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

持続可能な社会の構築に寄与する思いやり消費について、日常的に消費活動が行われる小売店や、学校現場とも連携した啓発活動を展開し、幅広い年齢層への普及と認知度向上を目指す。

【取組状況・改善点】

- これまでイベントでの啓発や子どもエシカル教室の開催、エシカルソング・ダンス DVD 製作などを行い、県内の思いやり消費の認知度は徐々に向上してきた。
- 令和2年度には、県民が日常的に消費活動を行うスーパーマーケットにおいて、エシカル商品を展示販売し、思いやり消費への理解と実践を促す「エシカル消費フェア」を実施した。
- 令和3年度は中学生を対象としたエシカル消費標語コンテストを開催し、併せて学校図書館でSDGs や思いやり消費の啓発展示を行うことで、教育現場と連携した取組を展開している。
- 今後、消費者へ思いやり消費の普及を推進するためには、継続的な啓発に加えて実践の場をわかりやすく提供し、思いやり消費の行動を具体化させることが重要であり、教育現場や事業者など地域関係者と一層連携した取組を進めていく。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7697）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	債務負担行為 7,904 43,439	23,008	債務負担行為 7,904 20,431	10,507			債務負担行為 7,904 32,932	
トータルコスト	54,479千円（前年度27,761千円） [正職員1.4人]							
主な業務内容	補助金関係事務、とっとりUD施設認証事務、バリアフリーマップアプリ開発、施設整備マニュアル改定、福祉のまちづくりアドバイザー関係事務 等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全ての県民が安全かつ快適に施設を利用できるよう福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）を制定し建築物のバリアフリー化を推進している。民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について市町村と協調して支援するとともに、ユニバーサルデザイン（UD）に取り組む施設の認証制度の創設、IoT・DXを活用したバリアフリー情報提供アプリの開発等、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりの推進に取り組む。（バリアフリー環境整備促進事業から名称変更）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額																																																				
【拡充】福祉のまちづくり推進事業補助金	<p>民間の特別特定建築物及び特定建築物の新築・改修におけるバリアフリー整備を支援する。（市町村への間接補助）</p> <p>※令和4年度から既存建築物等のバリアフリー整備が国社会資本整備交付金の対象に追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="4">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【拡充】認定特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国制度拡充に伴い補助対象区域を拡大（鳥取市、米子市→全県）</td> </tr> <tr> <td>【拡充】特別特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> 国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し エレベーター・音声誘導装置設置の補助率を引上げ（1/2→2/3） <主な補助対象の拡充内容> ・一般トイレ内の車いす使用者用簡易便房の設置及び出入口の拡張 ・移動式スロープの整備 </td> </tr> <tr> <td>【拡充】特定建築物</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> <td>1/8</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し</td> </tr> <tr> <td>【新設】とっとりUD施設認証を取得する特別特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎認定特定建築物 バリアフリー法に基づき、建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けた特定建築物（条例以上の誘導基準で整備）</p> <p>◎特別特定建築物 バリアフリー法施行令第5条に掲げる建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（バリアフリー整備が義務付け）</p> <p>◎特定建築物 バリアフリー法施行令第4条に掲げる建築物で、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場等多数の者が利用する建築物（バリアフリー整備が努力義務）</p>	補助対象	補助率	負担割合				国	県	市町村	所有者	【拡充】認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	国制度拡充に伴い補助対象区域を拡大（鳥取市、米子市→全県）						【拡充】特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し エレベーター・音声誘導装置設置の補助率を引上げ（1/2→2/3） <主な補助対象の拡充内容> ・一般トイレ内の車いす使用者用簡易便房の設置及び出入口の拡張 ・移動式スロープの整備						【拡充】特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	1/2	国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し						【新設】とっとりUD施設認証を取得する特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3	17,831
補助対象	補助率			負担割合																																																		
		国	県	市町村	所有者																																																	
【拡充】認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3																																																	
国制度拡充に伴い補助対象区域を拡大（鳥取市、米子市→全県）																																																						
【拡充】特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3																																																	
国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し エレベーター・音声誘導装置設置の補助率を引上げ（1/2→2/3） <主な補助対象の拡充内容> ・一般トイレ内の車いす使用者用簡易便房の設置及び出入口の拡張 ・移動式スロープの整備																																																						
【拡充】特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	1/2																																																	
国交付金を活用し、県・市町村の負担割合の見直し																																																						
【新設】とっとりUD施設認証を取得する特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	1/3																																																	
【新規】とっとりUD施設認証事業	<p>全国トップクラスの本県条例のバリアフリー基準を満たし、更にUDに取り組み施設を格付、認証する「とっとりUD施設認証制度」を創設し、普及を図る。</p> <p>・認証マークのデザイン、認証プレートの制作</p>	1,500																																																				

【新規】バリアフリーマップアプリ開発事業	<p>障がい者、高齢者、子育て世帯、観光客等が施設のバリアフリー情報をスマートフォンで検索できるバリアフリーマップアプリを開発し提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー情報、障がい者、子育て応援パスポートによる割引情報等を提供 外国人観光客も利用できるよう多言語化に対応 利用者から施設のバリアフリー情報・不具合情報の提供を受け付け、施設に改善を要請 <p>[債務負担行為]7,904千円（令和5～9年度）</p>	10,492
【新規】聴覚障がい者向け緊急情報伝達支援ツール開発モデル事業	<p>聴覚障がい者がトイレ・エレベーターにおいてタブレットにより災害情報を把握できるシステム・アプリを開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンの電波が届かないエレベーター内でのタブレット（Wi-Fi活用）による情報伝達についてモデル的に検証 	(2,200) 福祉保健部で計上
【新規】福祉のまちづくり施設整備マニュアル改定	<p>条例改正や障がい者団体等からの意見を踏まえ、施設整備マニュアルを全部改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改定に当たり利用者（子育て世帯、障がい者等）を含む検討会を設置 弱視者に対応した色彩計画で整備した施設事例についてマニュアルに追加 利用者視点によるトイレ整備事例についてマニュアルに追加 	12,534
【新規】福祉のまちづくりアドバイザー養成・派遣事業	<p>建築物の設計・施工段階において、利用者視点でバリアフリー整備について、助言するアドバイザーを養成し、派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー整備に関するアドバイザーを養成する講習会を開催し、受講者を登録 建築物を新築・改修する場合にアドバイザーを派遣（民間建築物は、県が派遣費用を負担） 	1,082
合 計		43,439

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

誰もが安心して利用できる建築物のバリアフリー整備を促進する。

【取組状況・改善点】

- 福祉のまちづくり条例により、他県に比べて、コンビニエンスストアなど身近な小規模建築物で車いす使用者用の駐車場・トイレの設置、誘導ブロックの敷地内と歩道との接続等の整備が着実に進んでいる。
- 令和3年度は条例改正に向け、施設利用者・管理者及び建築関係団体等で構成する整備基準専門委員会を開催して、バリアフリー整備を義務付ける対象規模の拡大、対象面積の引下げ、バリアフリー基準の付加等の条例改正案をとりまとめた。
- 令和4年度は、条例のバリアフリー整備基準を満たし、更にUDに取り組む施設を格付けする「とっとりUD施設認証制度」の創設、バリアフリーマップの開発・運用等により、福祉のまちづくりの取組をより一層強化する。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7408)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)カーボンニュートラルに向けた中規模建築物木造化推進事業	11,338	0	11,338	11,338				
トータルコスト	14,492千円 (前年度0千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	鳥取県中規模建築物の木造化に係る取組検討及びガイドブックの作成等							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

温室効果ガスの吸収源対策として中規模建築物の木造化及び地域材利用を促進するため、設計技術情報を整理するとともに、設計者・発注者に対し木造建築物の魅力やメリットをわかりやすく伝えることのできるガイドブックを作成する。また、外構も含めて木材利用を促進し、木を使った塀の良さをPRすることを目的に鳥取らしい「木塀」の事例集を作成する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
鳥取県中規模建築物の木造化に係る取組検討・ガイドブックの作成	○中規模建築物木造化推進委員会の開催 (988千円) 関係団体、設計事務所、プレカット事業者等と一体となって、中規模木造建築物の普及に係る取組やガイドブックの内容を検討する委員会を開催する。	10,867
	○県産材を活用したモデル設計 (4,464千円) 本県の実情に即した形で、木造化が期待される用途・規模の建築物に係る設計モデルを作成し、鉄骨造と比較できる形で整理し周知することで、本県における中規模建築物の木造化を推進する。 【モデル設計を行う建築物のイメージ】 ・事務所 (2階建て、500平米程度) ・店舗 (コンビニエンスストア等) ・診療所等の医療施設又は福祉施設	
	○鳥取県中規模木造建築物設計ガイドブック作成 (5,415千円) 県産材等を活用した設計・計画に必要な事項、木造化のメリット等をまとめた本県独自の設計ガイドブックを作成し、説明会やホームページ掲載などにより設計者・発注者に広く周知する。 【ガイドブックの内容】 ・木造化や県産材利用を促進する意義 ・木造事例の紹介や技術情報 ・モデル設計の解説、中規模建築物を木造化するテクニック ・県内の実情を踏まえた生産体制、材料データ等	
鳥取らしいウッドフェンスの普及	木材利用の更なる促進及び木材の良さをPRすることを目的に、木塀 (ウッドフェンス) を題材とした事例集パンフレットを作成する。	471
合計		11,338

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

中規模建築物木造化推進委員会の開催や設計技術情報の整理、ガイドブックの作成・周知等を通じて温室効果ガスの吸収源対策として中規模建築物の木造化及び県産材利用を促進する。

【取組状況・改善点】

令和3年10月に改正木材利用促進法が施行され、民間建築物においても木造化に取り組むこととされた。戸建住宅においては木造の割合が95% (令和2年度本県) であるものの、300㎡以上の非住宅建築物にあっては、木造の割合が31%と低い状況であり、建築業界への啓発、木造化に取り組みやすい環境整備が必要である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為) 325,000	(債務負担行為) 34,000	(債務負担行為) 291,000	(債務負担行為) 210,100		(基金繰入金) 6,500	(債務負担行為) 114,900	
トータルコスト	346,736	37,769	308,967	212,336			127,900	
トータルコスト	356,988千円 (前年度 42,522千円) [正職員: 1.3人]							
主な業務内容	技術研修資料作成、研修開催、広報物作成、補助金交付事務 等							
工程表の政策内容	とっとり健康省エネ住宅の普及、自然エネルギーの導入、県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進							
事業内容の説明【「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要								
国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。								
2 主な事業内容								
とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、新築又は既存住宅の改修において基準に適合する住宅を認定し、消費者向けの広報・普及啓発、技術者の養成のほか、認定住宅に対し助成を行う。								
(1) 新築住宅 (単位: 千円)								
区分	内容							予算額
【新規】未来型省エネ住宅特別促進事業	省エネ性能を有する県産材を活用した新築木造戸建住宅に助成する。(県内工務店が施工し、県産材を10m3又は20m2以上使用する住宅が対象。) [基本支給]							262,000
	対象	補助額	要件	制度	財源	県予算額		
	すべての世帯	最大50万円 T-G1: 10万円 T-G2: 30万円 T-G3: 50万円	健康省エネ住宅 (太陽光設置)	県制度	国10/10(※1) (脱炭素交付金)	88,400		
	[加算]							
	対象	補助額	要件	制度	財源	県予算額		
	子育て世帯等への加算	10月まで	最大100万円	ZEH(※2) 認定長期優良住宅 省エネ基準適合住宅	国制度	国	— (国による直接助成)	
	11月以降	50万円	健康省エネ住宅 (太陽光設置)	県制度	国10/10 (脱炭素交付金)	78,000		
	子育て世帯等以外への加算	50万円	健康省エネ住宅 (太陽光設置)	県制度	国10/10 (脱炭素交付金)	33,500		
	※1 加算で国制度を活用する場合は、脱炭素交付金との併用不可のため県費負担。 ※2 ZEH (Net Zero Energy House / ゼッチ): 省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・証明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅。 <とっとり住まいる支援事業(健康省エネ住宅分)> 62,100千円 ・県産材を活用して新築する認定住宅に対して助成。 [対象] 県内工務店が新築する木造戸建住宅 [補助上限] 100万円 ※補助要件は、住まいる支援事業と同じ。 [債務負担行為] 262,000千円 (令和5年度)							
	とっとりグリーン住宅応援キャンペーン事業	国のグリーン住宅ポイントを活用する認定住宅に対して助成する。令和3年10月末までに契約した住宅が対象。予算は継続分のみ。 [補助上限] 40万円 (県産材20万円+健康省エネ住宅20万円)						
施主への説明動画作成	健康省エネ住宅のメリット・意義を設計者が施主に説明するためのツールとして動画を作成する。							1,500
設計・工務店の研修等	健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。 ・技術研修(集会形式とeラーニング形式(録画を配信))の開催 ・技術研修を修了し、審査に合格した者を技術者として登録							1,049
居住者モニター	健康省エネ住宅居住者にモニターアンケートを実施、効果を検証し、ユーザーレビューとして広報啓発を行う。							550
その他	基準に適合する住宅の認定に係る事務費							27
合計							271,126	

(2) 【新規】既存住宅改修及び賃貸住宅の高断熱化

(単位：千円)

区分	内容	予算額
設計者・工務店の研修等	既存住宅の健康省エネ住宅改修「Re NE-ST」(リネスト)の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。 <健康省エネ住宅改修基準 Re NE-ST> 対象建物：昭和56年の耐震基準(新耐震基準)に適合する住宅 性能基準：外皮平均熱貫流率(UA値)0.48以下[W/m ² K](T-G1と同じ) ※相当隙間面積は1.0以下を推奨。 <技術研修及び事業者登録制度> ・技術テキストの作成 ・技術研修(集会形式とeラーニング形式(録画を配信))の開催 ・技術研修を修了し、審査に合格した者を技術者として登録	3,215
広報物作成	健康省エネ住宅改修基準や改修パターンごとのメリット等を伝える広報物を作成し、消費者向けの広報・啓発を行う。 ・健康省エネ住宅改修基準Re NE-STのロゴ、ポスター、パンフレット、ホームページ、実物大カットモデル、PR動画、新聞広告等	5,000
居住者モニター	健康省エネ住宅改修を行った住宅の居住モニターをもとに消費者向けの広報・啓発を行う。 <居住者モニターアンケート調査項目> 室温測定、光熱費比較、健康状況・生活の変化(着衣量、睡眠等)	395
新規改修事業者への支援(Re NE-STスターター支援事業)	新築に比べ施工難易度が高いRe NE-STへの取組を促進することを目的として、Re NE-ST改修に新たに取り組んだ工務店に対して支援する。 [対象] 既存住宅を、Re NE-STに改修した工務店等 [補助額] 1事業者あたり20万円	4,000
健康省エネ住宅改修等支援事業	Re NE-ST認定住宅など県の省エネ改修基準に適合する断熱改修を行う既存住宅に対して助成する。(脱炭素交付金を充当) 対象：登録事業者が改修工事を行う既存戸建住宅 [補助率] 1/3 [補助上限] Re NE-ST 150万円、ゾーン改修 100万円、部分改修 50万円 [債務負担行為] 60,000千円(令和5年度)	60,000
賃貸住宅高断熱化モデル事業	賃貸集合住宅においても健康省エネ住宅の普及を図るため、基準を満たす賃貸集合住宅を建設する事業者に対してモデル的に助成する。 [対象] 県内に建設される賃貸集合住宅 [補助金] 10万円/戸 [債務負担行為] 3,000千円(令和5年度)	3,000
合 計		75,610

3 事業目標・取組状況・改善点**【事業目標】**

新築木造戸建て住宅に対する健康省エネ住宅の割合：50% (2025年)、100% (2030年)

【取組状況、改善点】

- ・令和2年7月からとっとり健康省エネ住宅の認定及び助成を開始し、令和3年12月末時点での認定申請件数は208件となっている。[申請内訳]東部92件、中部48件、西部68件
- ・とっとり住まいる支援事業の申請件数のうち、健康省エネ住宅の助成活用割合は昨年度の14%から令和3年度は23%に増加している。
- ・令和3年度から住宅の省エネ計算(建築物のエネルギー性能を表す計算)の経験がない工務店等に対し県が計算を代行又は支援を行っており、着実に取り組む事業者が増加している。
 [NE-ST建設事業者数]R2年度(7~3月)21社 R3年度(4月~12月)26社 計47社
- ・県の技術研修を受講し、登録した事業者は令和3年12月末時点で設計163社、施工139社となった。
 ※県内で毎年1棟以上住宅を建設している事業者(195社)のうち、71%が県に登録しており、24%がNE-STの建設実績を有する。
- ・令和3年度には、新たに健康省エネ住宅改修基準「Re NE-ST」を策定するとともに、集合住宅にも適用を拡げた。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	（債務負担行為） 283,737	（債務負担行為） 362,100	（債務負担行為） △78,363				（債務負担行為） 283,737	
	290,311	361,000	△70,689				290,311	
トータルコスト	296,620千円（前年度 372,882千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	補助金事務、相談対応等、関係機関との連絡調整及び制度広報等、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現 ・県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 住宅の新築に対する支援（274,274千円、最大100万円/戸）

- ・ 県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。
- ・ 木造住宅の品質の向上を図るため、より質の高い県産材への支援、県産内装材への支援を行う。

（単位：千円）

区 分	支援内容	交付決定見込額										
① 県産材活用 （基本助成）	県産材10m3以上使用する場合、定額15万円の支援を行う。	89,900										
上記の支援に加え、以下の要件を満たす場合に上乗せ支援を行う。												
② 県産規格材 活用	構造材、下地材の県産規格材使用量1m3につき1万円の支援を行う。ただし、使用量に応じた上限額は次のとおりとする。	65,600										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用量</td> <td style="width: 15%;">1～14m3</td> <td style="width: 15%;">15～19m3</td> <td style="width: 15%;">20～24m3</td> <td style="width: 15%;">25m3～</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>		使用量	1～14m3	15～19m3	20～24m3	25m3～	上限額	10万円	15万円	20万円	25万円
	使用量		1～14m3	15～19m3	20～24m3	25m3～						
上限額	10万円	15万円	20万円	25万円								
③ 県産機械等 級区分構造材	県産規格材かつ機械等級区分による構造材を使用する場合、1m3につき2万円の支援を行う。ただし、20万円を上限とする。	66,000										
④ 県産内装材 等	県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円/戸、県産材を内外装仕上げ材、木堀に使用する場合1m2につき2千円の支援を行う。ただし、15万円を上限とする。	3,650										
⑤ 伝統技能活 用	活用する伝統技術が4ポイント以上の場合に20万円の支援を行う。 ・ 4ポイント：木材手刻み加工 ・ 2ポイント：下見板張り、瓦葺き ・ 1～2ポイント：左官仕上げ、木製建具、構造材現し ・ 1ポイント：畳	18,100										
⑥ 子育て世帯 等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	20,600										
⑦ 三世代同居 等世帯	子育て世帯等かつ新たに三世代同居等を行う世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	8,500										
合計 最大100万円/戸		(272,350)										

○令和4年度交付決定見込額：272,350千円、うち令和4年度中完成分 134,932千円

○令和3年度に交付決定済で令和4年度に支払を行うもの 139,342千円

(2) 住宅の改修等に対する支援 (12,037 千円、最大 50 万円/戸)

- ・県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。

(単位：千円)

区分	支援内容	交付決定見込額
① 県産材活用 (基本助成)	県産構造材、下地材で0.3m ³ 以上使用する場合、1 m ³ につき 2 万円、県産材を内外装仕上げ材、木塀に使用する場合、1 m ² につき 2 千円の支援を行う。ただし、25万円を上限とする。	5,187
上記の支援に加え、以下の要件を満たす場合に上乗せ支援を行う。		
② 伝統技能活用	大工技能、左官技能、建具技能のうち 2 種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸の支援を行う。	3,300
③ 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	2,200
④ 三世帯同居等世帯	新たに三世帯同居等を行う子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	700
合計 最大50万円/戸		(11,387)

○令和 4 年度交付決定見込額：11,387 千円、うち令和 4 年度中完成分 8,365 千円

○令和 3 年度に交付決定済で令和 4 年度に支払を行うもの 3,672 千円

(3) 工務店等に対する支援 (4,000 千円 [補助率] 1/2 [補助上限] 20 万円)

建設、設計、木材供給事業者等が 2 社以上連携して住宅見学会、住宅施策に係る動画作成・ホームページ掲載等を行う際に、県産材を活用した住宅の良さなど県の住宅施策の普及に関する広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。

【拡充】補助対象事業に、テレビ・ラジオCM及び住宅施策普及のための事業者研修会を追加

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・県産材の利用拡大を図るため、県内の木造住宅着工戸数に対する県産材を活用した木造住宅の割合を 50%まで引き上げる。
- ・県内木造住宅の品質向上を図る。

【取組状況・改善点】

- ・工務店等への周知、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により県内新築木造戸建住宅の約 4 割で活用され、県産材の需要拡大につながっている。

<新築交付決定数 (県産材 10m³ 以上利用する件数) >

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	738 件	733 件	850 件	719 件	714 件
割合	51%	45%	48%	42%	44%

- ・申請者及び地方機関の事務負担軽減を図るため令和 3 年度から電子申請サービスによる申請受付を開始するとともに、業界の要望を受け、添付書類の一部を廃止し、着工の早期化を図っている。
- ・木造住宅の品質向上を図るため、令和 2 年度に強度性能、乾燥が担保された県産機械等級区分構造材への助成を新設した結果、新築申請の半分以上で活用され、県産材及び木造住宅の品質向上に寄与した。

<機械等級区分構造材の活用状況>

R2：件数 355 件 活用割合 50% R3：件数 268 件 活用割合 56%(11 月末時点)

- ・工務店等への支援については、新型コロナウイルス感染症の拡大やウッドショックの状況を踏まえ、令和 3 年 9 月からオンラインでの住宅見学会や住宅施策に関する動画作成・ホームページ掲載に要する経費を新たに補助の対象に追加した。
- ・健康省エネ住宅 (NE-ST) に係る上乗せ補助は、とっとり健康省エネ住宅普及促進事業に移行した上で、補助上限額を拡充し、とっとり住まいる支援事業との併用を可とした。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
IoTによる高齢者見守り・緊急通報モデル事業	4,378	6,826	△2,448	1,851			2,527	
トータルコスト	5,167千円 (前年度7,618千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	高齢者見守り・緊急通報システムの試験運用、見守り体制整備							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅における単身高齢者世帯の増加に伴い、住戸内での急な体調の変化等への対応が課題となっていることから、令和3年度に開発したIoT^{※1}技術を活用した高齢者の見守り・緊急通報システム(以下「見守りシステム」という。)を活用し、東部地域の大規模団地において試験運用に取り組むこととし、見守りシステムの改良や見守り事業者等の体制について検証を行う。

※1 IoT: 様々な物をインターネットにつなげる技術

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
見守りシステムの開発及び端末設置	通信方式の変更に係るシステム改良及び人感センサー、専用端末等の設置を行う。(20戸分×2団地)	4,114
端末通信使用料	サービス利用料・通信費(20戸分×2団地) ※運用開始後1年間のみ県負担(1年経過後は入居者負担)	264
合計		4,378

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県営住宅において緊急時に自動で通報する見守りシステムを開発し、単身高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める。

【取組状況・改善点】

- ・県営住宅永江団地において希望のあった単身高齢者世帯(15件)に見守りシステムを設置し、あわせて入居者はウェアラブル端末^{※2}を装着して生活し、異変を感知した場合には、見守り事業者(社会福祉法人に委託)が電話やかけつけにより、安否確認を行っている。
- ・緊急通報を受け、病院へ緊急搬送するような事例は発生していないが、利用者アンケートにおいては「安心して暮らすことができている」、「ウェアラブル端末で健康状態も観察できることから、健康づくりにも役立っている」といった感想があり、好評を得ている。
- ・今後、他の県営住宅に同様の取組を普及していくに当たって、東部地域の大規模団地(末恒団地、緑町第一団地等を想定)において担い手となる事業者の体制構築と試験運用に取り組みながら、引き続きサービスの検証を行う。

※2 ウェアラブル端末: 装着又は着用することができる情報端末

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅セーフティネット 支援事業	14,081	12,234	1,847	3,681		(受託収入) 250 (雑入) 2,945 3,195	7,205	
トータルコスト	18,024千円（前年度 14,610千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金事務、家賃債務保証事業、実施主体との調整、審査業務							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する方の居住安定化を支援							

1 事業の目的・概要

民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図るため、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅（SN住宅）への改修・家賃低廉化支援や、行政、不動産・福祉関係団体等で構成する鳥取県居住支援協議会の活動支援等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
セーフティネット住宅 改修費助成	○SN住宅の事業者（賃貸人）が行うバリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用を支援する。 [補助対象経費] バリアフリー改修、耐震改修等の費用 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [補助上限] 500千円/戸等	500
セーフティネット住宅 家賃等の低廉化助成	○SN住宅の家賃低廉化に要した費用を支援する。 [補助期間] 10年間（最長20年） [補助対象経費] 家賃等の低廉化に要した費用 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4 [補助上限] 家賃：10千円/月、家賃債務保証：15千円/年 合計：120千円/年	3,750
鳥取県居住支援協議会 活動支援事業	○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [補助対象経費] 協議会事務局に係る人件費、旅費、事務所費、会議費等 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5% ※県予算額は県・4市の合計額（4市は県を経由して負担）	8,182
【拡充】鳥取県家賃債務 保証事業	○保証人確保ができない方に対し本県独自の保証事業を実施する鳥取県居住支援協議会を支援する。 [補助対象経費] ・家賃債務保証事務に要する事務費、補償金積立金 ・【新規】民間会社と連携したメニューの実施に要する経費 [負担割合] 県1/2、4市1/2 ※県予算額は県・4市の合計額（4市は県を経由して負担） <参考：家賃債務保証事業の概要> ・直接実施型事業 保証料：1.5万円/2年、保証限度額：家賃5ヶ月分が上限 ・【新規】民間連携型事業 保証料：初回保証料最低2万円に対し、定額1万円補助 保証限度額：家賃24カ月分が上限	1,399
住宅金融支援機構審査 受託等事務費	住宅金融支援機構の融資を利用する予定の住宅について、融資基準にかかわる審査を機構から受託する。（鳥取市・米子市・倉吉市は直接受託、境港市は県が受託し、市へ再委託、他は県受託）	250
合 計		14,081

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・SN住宅に対する家賃低廉化支援の目標件数：100戸（令和3～7年度の5年間）
- ・鳥取県居住支援協議会の活動を通じて、住宅確保要配慮者の入居支援体制の充実を図る。

【取組状況・改善点】

- ・市町村に対し、SN住宅に対する家賃低廉化補助制度の創設を働きかけ、令和3年度に新たに米子市が制度を創設した。（令和3年度現在：3市1町（鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町））
- ・SN住宅の登録については、あんしん相談員による不動産事業者への働きかけ等に加えて、令和元年度にヴィレッジハウス、令和2年度に大東建託に登録を働きかけた結果、令和4年1月時点で5,724戸と、大幅に増えた。（令和2年度末登録戸数：1,634戸）
- ・入居者が孤独死された際の残置物処分対策について鳥取県居住支援協議会において検討し、鳥取県家賃債務保証事業において保証の手厚い民間の債務保証制度と連携した新たなメニューの創設に取り組むこととした。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7411）

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
県営住宅維持管理費	（債務負担行為） 10,479 355,951	（債務負担行為） 75,332 402,696	（債務負担行為） △64,853 △46,745			（債務負担行為） 10,479 （使用料） 353,686 （雑入） 2,265 355,951																		
トータルコスト	459,451千円（前年度506,483千円） [正職員：10.6人、会計年度任用職員：7人]																							
主な業務内容	入居者募集・決定・相談対応等、家賃滞納等法的措置、修繕・財産管理、補助金業務等																							
工程表の政策内容	-																							
事業内容の説明																								
1 事業の目的・概要																								
県営住宅94団地3,820戸（令和4年4月1日見込）を適正に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等を行う。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団地数</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県住宅供給公社管理代行</td> <td>62</td> <td>3,307</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町管理代行</td> <td>32</td> <td>513</td> <td>11市町が管理</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>94</td> <td>3,820</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	団地数	戸数	備考	鳥取県住宅供給公社管理代行	62	3,307		市町管理代行	32	513	11市町が管理	計	94	3,820	
区分	団地数	戸数	備考																					
鳥取県住宅供給公社管理代行	62	3,307																						
市町管理代行	32	513	11市町が管理																					
計	94	3,820																						
2 主な事業内容 （単位：千円）																								
区分	内容							予算額																
市町への管理委託	○公営住宅法による管理代行制度により、入居決定、同居・入居承継承認等県営住宅の管理に係る事務及び家賃徴収事務を市町へ委託する。							22,639																
家賃・駐車場使用料の徴収事務	○家賃計算及び収納管理を行うために、電算処理委託及び県営住宅管理システムの改修を行う。（令和4～7年度債務負担行為設定済） ○過年度分未収家賃等の回収強化のため債権回収専門員を配置し、未納家賃及び損害賠償金の回収を促進する。 ○家賃納付指導員による納付指導を徹底し、長期滞納を抑止する。 ○長期・高額滞納者への法的措置（住宅明渡し等請求訴訟）を実施する。							11,524																
県営住宅施設の維持修繕等	○県営住宅施設を適切に維持していくために必要な設備点検、修繕工事等を行う。（令和4～5年度債務負担行為設定済）							209,520																
県営住宅の維持管理に必要な負担金等	○国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金 ○火災共済保険料 ○県営住宅整備事業に伴う移転料							81,975																
住宅管理人に係る経費	○県営住宅等の管理に関する事務の補佐をしていただくため、入居者の中から住宅管理人を選任する。							12,273																
水道料金使用料等徴収事務	○水道局による直接検針、徴収が行われていない県営住宅において、水道料金等徴収業務の外部委託を行う。 ○量水器のリース委託料 [債務負担行為] 10,479千円（令和5～11年度）							14,237																
空き住戸を活用したコミュニティ活性化事業	○県営住宅目的外使用指針に基づき、入居者の見守り、生活支援や団地コミュニティの活性化等の活動を行う法人に対し、空き住戸を有償で提供し、単身高齢者世帯等の見守り等を委託する。							3,600																
【新規】県営住宅の管理のあり方検討委員会	○県営住宅の業務について、福祉的支援や管理人制度も含めて今後の県営住宅の管理体制のあり方を検討する。							183																
合計							355,951																	

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

早期に家賃等の納付指導を行うことにより、収納率向上を図るとともに、明渡し訴訟による損害賠償金の発生を抑制し、入居者の居住の安定を確保する。

【取組状況・改善点】

- ・ 県営住宅の適正な維持管理のため、納付指導員による滞納家賃等の納付指導、消防設備の点検等の委託及び入居者情報の管理・家賃計算等を行う県営住宅管理システムの運用等を行っている。
- ・ 平成30年度から債権回収専門員を配置し、債権回収体制を強化したことにより、明渡し訴訟に至る家賃滞納案件がなくなり、慢性的な滞納者が順調に支払うようになっている。
- ・ 令和2年10月に「鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針」を定め、入居者の生活支援及び地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。
- ・ 県営住宅永江団地（米子市）における高齢者生活支援及び永江団地を含む周辺地区のコミュニティ活性化を目的に、令和2年6月に社会福祉法人こうほうえんと連携協定を締結し、申込みのあった高齢者の見守り、生活相談及び緊急通報の受信対応を行っている。
- ・ 県営住宅上粟島団地（米子市）を含む周辺地区のコミュニティ活性化を目的に、令和2年11月に国立米子工業高等専門学校と協定を締結し、学生ルームシェアの取組を開始した。（令和4年1月末現在2組4名が入居）

令和4年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 盛土等に係る斜面の安全確保推進事業	(債務負担行為) 1,750 6,408		(債務負担行為) 1,750 6,408			(債務負担行為) 1,750 (手数料) 1,045	5,363	
トータルコスト	13,984千円 (前年度0千円) [正職員: 0.6人、会計年度任用職員: 1人]							
主な業務内容	条例・システムの運用、指導監督等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の施行に伴い、盛土等の設置情報を継続的に管理するシステムの開発を行うとともに、巡視活動の実施により危険箇所等を把握し、本県における斜面の安全確保、災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
盛土条例運用管理システムの開発及び運用	盛土・工作物の許可等事業の情報を位置情報・GIS*に紐づけて一元的・継続的に管理する運用管理システムを開発し、必要な情報を県民や事業者公開するとともに、関係機関で情報を共有し、巡視活動の効率化を図る。 ○許可申請は「とっとり電子申請サービス」を利用し、運用管理システム(公開)は「とっとりwebマップ」と連携したシステムを開発する。 [債務負担行為] 1,750千円 (令和5~9年度)	5,844
専任の巡視員によるパトロール活動	専任の巡視員を配置し、定期報告に対する現地確認のほか、巡視活動を行い、危険な盛土等による災害を未然に防止する。また、条例違反の場合における事業者への指導等を行う。	564 (人件費別途)
合計		6,408

*GIS (Geographic Information System) : 地理的な情報を持ったデータを可視化し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例を適確に運用するとともに、巡視活動の実施により危険箇所等を把握し、本県における斜面の安全の確保、災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図る。

【取組状況・改善点】

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生し、多くの人命や財産が奪われるなど甚大な被害をもたらした。当該災害は、不適切な盛土が原因と考えられていることから、盛土及び斜面地に設置する工作物を規制する新たな条例を制定し、令和4年5月に施行する予定である。

(参考) 条例による許可を要することとなる行為

- ・盛土等の施工
「面積2,000㎡以上かつ高さ1m以上」又は「面積に関わらず高さ5m以上」の盛土等
- ・工作物の設置
斜面地に設置する面積300㎡以上、又は高さ15m以上の工作物

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7401)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	34,731	31,897	2,834	38		(手数料) 184	34,509	
トータルコスト	36,308千円 (前年度 33,481千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	指導・監督、連絡調整、交付金事務、周知説明、補助金事務							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽 (以下「単独処理浄化槽等」という。) から合併処理浄化槽への転換に係る浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の設置を推進する。また、浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

2 主な事業内容

(1) 個人設置型浄化槽への補助 (34,310千円)

浄化槽の設置者に対して浄化槽の設置、購入費用等の一部を補助する市町村に、費用の一部を補助する。(補助対象団体は、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。)

[補助対象経費] 国が定める設置基準額の40% (基準額)

[国庫補助率] 13.3% (補助対象経費の1/3)

[県費補助率] 13.3% + 嵩上10% (上限)

※嵩上は市町村が嵩上する場合の1/2。下記拡充部分については嵩上を行わない。

【拡充】

単独処理浄化槽等の撤去費及び合併処理浄化槽の設置に係る宅内配管工事費を補助対象経費に加える。

[県補助額] 国が定める基準額の1/3

[補助上限] 撤去費: 30千円 宅内配管工事費: 100千円

(2) 市町村設置型浄化槽への補助 (44千円)

市町村が自ら合併処理浄化槽を設置する場合に、費用の一部を補助する。

[県補助額] 前年度事業費の5%

[補助上限] 事業年度に起債償還のための基金に積み立てた額

(3) 浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発等 (377千円)

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」97.6% (令和8年度)

【取組状況・改善点】

- 各市町村において、公共下水道、集落排水施設、浄化槽を整備地域の人口密度等を勘案して整備しており、令和2年度末の汚水処理人口普及率は95.0%となっている。
- 各市町村において、浄化槽整備に係る補助制度の嵩上げや公共下水道料金と浄化槽での経費負担に不公平が生じないための支援策を講じるとともに、本補助金の活用と併せて整備を進めている。
- 合併処理浄化槽への転換を促すため、補助対象経費の拡充を行い、浄化槽管理者の負担を軽減することにより転換の促進を図る。

<合併処理浄化槽設置補助実績>

(単位: 基)

種類	H30	R1	R2	R3 (見込)	R4 (見込)
個人設置型	6市町 39	7市町 102	7市町 97	10市町 122	11市町 131
市町村設置型	1町 2	—	1町 1	1町 3	1町 1

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7413）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
上・下水道広域化・共同化計画調整事業	25,838	28,613	△2,775	12,919			12,919	
トータルコスト	35,301千円（前年度 38,118千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	広域化・共同化計画策定業務及び市町村詳細検討着手支援業務の委託、広域化検討会の開催							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人口減少に伴う料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、技術職員の大幅減少に伴う人材確保といった上下水道事業が抱える課題に対処し、経営基盤の強化を図る手段の一つとして、平成30年度から県及び市町村等で上下水道の広域化・共同化検討会を設置し、継続して検討を行っている。

令和4年度においては、広域連携効果シミュレーションの調整を行うとともに、その結果を踏まえた「水道広域化推進プラン（水道）」、「広域化・共同化計画（下水道）」を策定する。

併せて、令和5年度以降に市町村が行う詳細検討の一部を先行して実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	業務名	内 容	予算額
水道	【拡充】水道広域化推進プラン策定及び広域化検討支援モデル事業に係る業務	経営・事業統合、経営の一体化、施設統廃合などの広域化メニューに係る効果測定を踏まえ、「水道広域化推進プラン」を策定する。 また、令和5年度以降に市町村が行う詳細検討が円滑に進むよう、協議体制の設置、検討に係る役割分担、費用負担、法手続きの検討など、詳細検討の一部を先行して行うモデル事業を実施する。	13,264
下水道	【拡充】広域化・共同化計画策定及び広域化検討支援モデル事業に係る業務	施設統廃合（汚水処理）、し尿・浄化槽汚泥等との連携などの広域化メニューに係る効果測定を踏まえ、「広域化・共同化計画」を策定する。 水道と同様に、令和5年度以降に市町村が行う詳細検討の一部を先行して行うモデル事業を実施する。	12,574
合 計			25,838

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・令和4年度末までに広域化・共同化計画等を策定する。
- ・令和5年度以降の市町村の詳細検討が円滑に進む道筋を調整する。

【取組状況・改善点】

- ・平成30年度から、県内の市町村等が参加する「上・下水道広域化・共同化検討会」を県内3流域別に設置し、上下水道の施設・設備等の情報共有や若手職員によるワーキンググループの提案等も含めて、施設統廃合等の広域化及び事務の共同化について意見交換を継続している。
- ・令和2年度からは、自然体での将来推計や広域化の効果測定シミュレーション等の業務を外部委託して実施している。
- ・令和4年度は、これまでの検討を踏まえて広域化計画等として取りまとめるとともに、令和5年度以降に市町村が詳細検討へ円滑に移行できるよう、モデル的に先行検討に着手する。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7870）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	8,571	8,743	△172			(基金繰入金) 1,250	7,321	
トータルコスト	24,343千円（前年度24,585千円） [正職員：2人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							
工程表の政策内容	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学习」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内 容	予算額
調査研究	各種調査・研究 （島根県との連携事業を含む）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。	4,751
	ファインバブルを活用した水質浄化技術研究	米子高専との共同研究により、ファインバブル技術を活用した中海の水質浄化実証試験を実施する。 （令和4年度債務負担行為設定済）	1,300
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催し、国へ要望活動を行う。	170
	中海湖沼環境モニター、中海絵てがみコンクール	県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）を使い、湖沼環境を評価する。 また、NPO 法人と連携して中海絵てがみコンクールを実施する。	200
交流学习	こどもラムサール交流 （島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこども達と他のラムサール条約登録湿地で活動するこども達との交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。	300
	美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金（米子市との連携事業）	（公財）中海水鳥国際交流基金財団が行う環境教育に係る観察会や出張講座等に要する経費の一部を支援する。 [補助率] 県 1/2、米子市 1/2	1,250
利用 賢明な	中海利活用イベント等 （島根県との連携事業）	中海・宍道湖一斉清掃の開始式のほか、ワイズユースに着目した体験型の利活用イベントを開催する。 （令和4年度は島根県が事務局）	600
合 計			8,571

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

水質目標 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.046 mg/L（令和5年度）

※COD：化学的酸素要求量

【取組状況・改善点】

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しており、水質は長期的に改善傾向にある。令和5年度の達成に向けて、引き続き各種モニタリングを継続しつつ、効果的な対策を講じていく。
- ・平成17年11月に中海がラムサール条約湿地に登録されて以降、島根県と連携して交流学习やワイズユースなどの取組を進めており、継続することにより次世代の人材育成等を進める。